

美濃ヶ浜海浜広場運営事務要綱

(目的)

第1条 この要綱は、美濃ヶ浜海浜広場（以下「広場」という。）の管理、運営に関し必要な事項を定めることにより、観光客の誘客及び住民の交流を図る場を提供し、南部地域のにぎわい創出や交流人口の拡大に寄与することを目的とする。

(使用の範囲)

第2条 広場は、次に掲げる用途に供するものとする。

- (1) にぎわい創出及び交流人口の拡大を目的とするもの又はこれに資するもの。
- (2) 市が主催又は共催する事業及びそれに付随するもの。
- (3) 公共団体が行う公共・公益事業に関するもの。
- (4) 住民及び団体が公共の利益のために行う事業に関するもの。
- (5) その他特に必要と認めるもの。

(行為の禁止)

第3条 広場を使用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのあるもの。
- (2) 他の利用者及び近隣に迷惑を及ぼすおそれのあるもの。
- (3) 広場及び周囲を損傷するおそれのあるもの。
- (4) 屋内及びテラス、舗装した区域での火気の使用。
- (5) 営利を目的とするもの。(ただし、前条に規定するものは除く。)
- (6) その他広場の管理上支障があるもの。

(使用申請及び許可)

第4条 広場を占有する行事又は商行為等を行う場合は、使用申請書（様式1）を市長に提出し、許可を受けなければならない。

(審査)

第5条 市長は前条に規定する使用申請書を受けたときは、直ちに以下の項目について審査するものとする。

- (1) 行事等の目的及び内容が、第2条の使用の範囲に適合すること。
- (2) 設備の設置等を行う場合、設置及び原状回復において適切な方法をとること。

(許可書の交付)

第6条 市長は前条に規定する審査の結果、適当と認められる場合は許可書を発行し、これを申請者に交付するものとする。

2 許可書を交付するときは、以下の項目について申請者に説明するものとする。

- (1) 許可条件に従うこと。
- (2) 使用中は許可書を携行すること。
- (3) 天候等により使用を中止する場合は、連絡すること。

(原状の回復)

第7条 前条に規定する許可書の交付を受けた者のほか、広場を使用した者はすべて、広場の使用が終了したとき、又は第8条の規定により許可の取り消しをしたときは、直ちに広場を原状に回復しなければならない。

(使用許可の取り消し等)

第8条 次のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用条件を変更若しくは制限することができるものとする。

- (1) 使用許可の条件に違反したとき。
- (2) 第3条各号のいずれかに該当する行為を行ったとき。
- (3) 広場を公用又は公共の用に供する必要が生じたとき。
- (4) その他特に必要と認めるとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、広場の管理について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月7日から施行する。